

社会福祉法人小山町社会福祉協議会 評議員の費用弁償に関する規程

(平成 29 年 3 月 28 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人小山町社会福祉協議会の定款第 10 条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表 1 により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第 3 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

費用弁償の額

自宅から本会事務所までの距離（片道）	費用弁償の額
2 k m 未満	1, 0 0 0 円
2 k m 以上 5 k m 未満	1, 1 0 0 円
5 k m 以上 1 0 k m 未満	1, 2 0 0 円
1 0 k m 以上 1 5 k m 未満	1, 3 0 0 円
以下 5 k m 増すごと	増 1 0 0 円